

## パラオの法制度の概要

遠藤 誠<sup>1</sup>

### I はじめに

パラオ共和国（英語では「Republic of Palau」。以下「パラオ」という）は、太平洋のミクロネシアに位置し、300以上の島々からなる共和制国家である<sup>2</sup>。パラオの西にはフィリピン、東にはミクロネシア連邦がある。パラオは、日本との時差がない。国土の面積は、約459平方キロメートルであり、日本の種子島より少し広い程度の大きさである。首都は、以前はコロールであったが、2006年10月にマルキョクに移転した。通貨は米ドルである。パラオの人口は、約1.8万人である。民族構成は、ミクロネシア系が約76%、アジア系が23%を占める。宗教はキリスト教が圧倒的に多い（カトリック系が約50%、プロテスタント系が約29%）。公用語はパラオ語及び英語であるが、パラオ各地では、フィリピン語、中国語等も用いられている。パラオ南西部のアンガウル州の憲法では、パラオ語及び英語とともに日本語も公用語とされている（但し、アンガウル州の人口は100人程度であり、日本語は現地住民の日常生活ではほとんど使用されていない<sup>3</sup>）。

16世紀頃からミクロネシア諸島にヨーロッパ人が訪れるようになった。1885年にはスペイン領東インドの一部となったが、1899年ドイツに売却され、ドイツ領ニューギニアの一部となった。第一次世界大戦時の1914年に日本が占領し、1919年に日本の委任統治領となった<sup>4</sup>。太平洋戦争時には、日本の南洋庁がパラオに置かれ、ペリリュー島には飛行場を

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

<sup>2</sup> パラオの国旗は、青地に黄色い丸となっている。青は海、黄色い丸は月を表している。日本の国旗である日の丸を意識してデザインされたわけではない。

<sup>3</sup> 本稿におけるパラオの概要及び歴史については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2023年版』（二宮書店、2023年）471～472頁、②『エピソードで読む 世界の国 243』（山川出版社、2018年）254頁等を参照した。

<sup>4</sup> 日本による委任統治の時代、パラオ人への日本語教育が行われていた。また、パラオへの日本人移民も急増し、1945年までに約10万人に達していたといわれている。その名残として、現在でも、日本語の多くの言葉が現地で残っている。その例として、「センセイ」、「トモダチ」、「ベントウ」、「ウンドーカイ」、「エンソク」、「ヤキュー」、「ハナビ」、「フーセン」、「オモチャ」、「ダイジョーブ」、「モッタイナイ」、「アイコデショ」（じゃんけん）、「ウドン」、「ナツパ」（菜っ葉）、「ミソシル」、「ニツケ」（煮付け）、「イナリスシ」（いなり寿司）、「ハシ」（箸）、「カリントン」（かりんとう）、「エクボ」、「バイキン」、「ムシバ」、「ポーズ」（坊主）、「バントウサン」（番頭さん）、「オカネ」、「ハラウ」（払う）、「オツリ」（お釣り）、「タダ」、「ケンポー」（憲法）、「ホーイン」（法院＝裁判所）、「セン

建設する等、パラオは太平洋における日本の軍事拠点となった。1944年、劣勢に立たされた日本軍は、米軍との激戦の結果、ペリリュー島とアンガウル島だけで1.1万人以上の戦死者を出し<sup>5</sup>、敗退した<sup>6</sup>。第二次世界大戦後の1947年、パラオを含むミクロシア諸島は、米国の信託統治領となった。1981年にパラオ自治政府が発足し、核の貯蔵・持ち込みを禁止する「非核条項」を含む憲法が公布された。パラオを軍事拠点として重視していた米国は、1982年に「自由連合盟約」(Compact of Free Association (COFA)、通称はCompact)を締結した。これは、50年間にわたり、パラオの国防・安全保障の権限を米国に委ねる代わりに、パラオが米国から経済援助を受ける、という内容のものであった<sup>7</sup>。しかし、「自由連合盟約」は核搭載艦船のパラオ寄港を可能とするものであり、憲法の「非核条項」に抵触することから、「自由連合盟約」の住民投票(75%以上の賛成が必要)は7回否決された。結局、1992年に、憲法改正の住民投票(過半数の賛成が必要)により、憲法の「非核条項」が凍結され、1993年の住民投票で、「自由連合盟約」が承認された。そして、「自由連合盟約」が発効した1994年に、パラオは独立を果たし、国連に加盟した。2010年には、第二次「自由連合盟約」が締結された。

パラオの法源としては、①憲法、②制定法(Palau National Code)<sup>8</sup>、③判例法(パラオ憲法又は制定法に反してはならない)、④慣習法がある。パラオでは、制定法は「Palau National Code」として1985年に法典化され、その後も追補されている。パラオでは、判例法も法源となるが、それは米国のリスティメント及び米国又はパラオの裁判所で適用されてきたものにより構成される。パラオは、米国の信託統治領であったことから、米国の法体系及び判例法を多く導入した。英国の植民地であった他の多くの太平洋島嶼国とは異なり、パラオでは、英国法<sup>9</sup>の影響を直接には受けていない。慣習法に関しては、憲法に

---

キョ」、「コウホシャ」(候補者)、「デンキバシラ」(電柱)、「バリカン」、「クチベニ」、「ズボン」、「ボタン」、「オシメ」、「チチバンド」(ブラジャー)、「ベンジョ」、「パチンコ」、「ツカレナオス」(疲れ直す=酒を飲む)、「トチモンダイ」(土地問題)等がある(今村圭介、ダニエル・ロング著『パラオにおける日本語の諸相』(ひつじ書房、2019年)、古川浩司・ルルクド薫著『知っておきたいパラオ —ボーダーランズの記憶を求めて』(国境地域研究センター、2020年)31~32頁)。また、日本人の姓が、パラオ人の名に使われていることも少なくない(しかも、「サン」が名に含まれていることがある)。

<sup>5</sup> ペリリュー島での激戦の写真記録として、平塚枢緒著『写真で見るペリリューの戦い—忘れてはならない日米の戦場—』(山川出版社、2015年)が参考になる。

<sup>6</sup> 小説家中島敦は、1941年に、南洋庁の編集書記としてパラオに赴任した。パラオでは、現地の学校で使用される国語教科書の編集の任にあたったが、次第に、ミクロネシアの風土や文化にそぐわない国語教科書の編集の仕事に対する熱意をなくしていった。また、下痢と Dengue 熱に苦しめられ、持病の喘息も悪化した。1942年3月、日本への帰国を果たしたが、同年12月に33歳の若さでこの世を去った(橋本正志著「パラオ赴任と中島敦の文学 —ミクロネシア体験による〈変貌〉」(『太平洋諸島の歴史を知るための60章—日本とのかかわり』(明石書店、2019年)所収)102~105頁)。

<sup>7</sup> パラオは自国の軍隊を有しないが、数多くのパラオ国民が米軍人として働いている。

<sup>8</sup> <http://www.paclii.org/pw/indices/legis/palau-national-code-index.html>

<sup>9</sup> 本稿において「英国法」とは、「イングランド及びウェールズ」の法体系を指す。

より、制定法と同等の権威性が認められている。即ち、慣習法と制定法とが抵触する場合、慣習法の基礎となっている原則と抵触しない範囲においてのみ制定法が優越する(憲法 5 条 2 項)。実際、慣習法は、土地所有権や酋長の地位等の紛争に適用されてきた<sup>10</sup>。

パラオの主な産業は、観光業と漁業である。観光地としては、世界遺産に登録されているロックアイランド<sup>11</sup>が有名である。観光客は、日本人、韓国人、台湾人が多い。水産物では、マグロとカツオが多い。現在でも、経済的自立は困難であり、日本、米国、台湾等から多額の援助を受けている。パラオの輸出貿易相手国の第 1 位は日本である。

パラオは、米国、台湾、日本、フィリピン等との外交関係を重視している。中国とは国交がない。パラオは、従来、太平洋諸島フォーラム (PIF) 加盟国との関係を重視してきたが、2021 年、パラオ等のミクロネシア諸国は、同フォーラムからの脱退の意向を表明した。これは、2021 年の同フォーラムの事務総長選出でミクロネシア諸国が軽視されていることを理由とするものである。この点、日本のマスコミ報道等においては、中国政府による裏工作を主張するものもあるようであるが、短絡的過ぎるであろう<sup>12</sup>。

## II 憲法

### 1 総説

パラオの最初の憲法草案 (1979 年 7 月草案) は、「非核条項」を含むものであったが、「非核条項」は米国にとって望ましくないものであったため、米国大使が修正を促す意見表明を行った。米国の意向に沿って修正した憲法草案 (1979 年 10 月草案) が策定されたが、住民投票で否決された。そこで、1980 年 7 月に、あらためて、最初の憲法草案 (1979 年 7 月草案) のままで住民投票を行ったところ、可決され、1981 年に公布された。

パラオ憲法の最大の特徴である「非核条項」は、以下の内容である。

<2 条 3 項> 戦争に使用することを目的とした核兵器、有毒な化学兵器、ガス兵器又は生物兵器の使用、実験、貯蔵又は処理を認める協定は、国民投票において投票者の 4 分の 3 の承認を必要とする。

<13 条 6 項> 戦争に使用することを目的とした核兵器、化学兵器、ガス兵器又は生物兵器、原子力発電所及びその施設から生じる廃棄物のような有害な物質は、この特別の問題について提示される国民投票において、投票者の 4 分の 3 の明示的な承認がなければ、パラ

<sup>10</sup> Herbert M. Kritzer, *Legal Systems of the World III*(2002), p.1252-1253.

<sup>11</sup> <https://whc.unesco.org/en/list/1386/>

<sup>12</sup> 太平洋地域諸国は、「地域課題を圧力や多数決で解決するのではなく、反対意見も尊重し、対話を尽くしてコンセンサスを形成し、協調行動を取ること」を基本原則としつつ (パシフィック・ウェイ)、各国が「それぞれの国内事情と国益を考慮しながら主権国家として対外政策を決めている側面」もある (片岡真輝著『激変する太平洋地域の安全保障環境と太平洋島嶼国——パシフィック・ウェイに基づく協調行動は可能か』(2022 年))。 [https://www.ide.go.jp/Japanese/IDESquare/Eyes/2022/ISQ202220\\_029.html](https://www.ide.go.jp/Japanese/IDESquare/Eyes/2022/ISQ202220_029.html)

オの管轄領域において、使用、実験、貯蔵又は処理してはならない。

以上のように、パラオ憲法に「非核条項」が規定されている背景には、①1945年に広島と長崎に原爆が投下されたこと、②1946年から1958年にかけて、近隣国であるマーシャル諸島で米国による核実験が67回も行われたこと等があったといわれている<sup>13</sup>。

前述したとおり、1982年に締結された「自由連合盟約」(Compact)とパラオ憲法の「非核条項」が抵触することから、「自由連合盟約」の住民投票が7回も否決されるという事態が生じた。結局、1992年に、憲法の「非核条項」を「自由連合盟約」の承認にあたって適用しない(2条3項と13条6項の規定が無効となったわけではない)との憲法改正を行った(13条14A項)。こうして、1993年、「自由連合盟約」の承認が住民投票で可決された。これらのことから、「自由連合盟約」が発効した1994年に、パラオは独立を果たし、国連に加盟することができた。

パラオ憲法の体系は、表1のとおりである<sup>14</sup>。

表1：パラオ憲法の体系（附則を除く）<sup>15</sup>

前文	
第1条 領域	第1項～第4項
第2条 主権及び最高法規	第1項～第3項
第3条 市民権	第1項～第5項
第4条 基本的権利	第1項～第13項
第5条 伝統的権利	第1項～第2項
第6条 国の政府の責任	
第7条 参政権	
第8条 行政府	第1項～第14項
第9条 議会	第1項～第17項
第10条 司法	第1項～第14項
第11条 州政府	第1項～第4項
第12条 財政	第1項～第6項
第13条 一般条項	第1項～第14項 B
第14条 改正	第1項～第2項

<sup>13</sup> 三田貴著「世界に誇る非核憲法」(『ミクロネシアを知るための60章【第2版】』(明石書店、2015年)所収)257頁。

<sup>14</sup> パラオ憲法(英語)は、下記リンク先に掲載されている。

[https://www.constituteproject.org/constitution/Palau\\_1992.pdf?lang=en](https://www.constituteproject.org/constitution/Palau_1992.pdf?lang=en)

<sup>15</sup> 本稿におけるパラオ憲法の日本語訳は、萩野芳夫・畑博行・畑中和夫編『アジア憲法集【第2版】』(明石書店、2007年)所収)670～687頁(紺谷浩司・藤本凡子執筆部分)等を参考にした。

## 第 15 条 経過規定

## 第 1 項～第 13 項

## 2 統治機構

### (1) 行政府

パラオ憲法は、大統領制を採用している。大統領は、国の政府の最高行政官である。大統領の任期は 4 年である。大統領の権限としては、①法律を施行すること、②外国と交渉し、条約を締結すること、③上院の助言と同意により、大使等を任命すること、④裁判官指名委員会により提出された名簿から、裁判官を任命すること、⑤恩赦等を認めること、⑥予算に従って金銭を支出し、税を徴収すること等が挙げられる。

内閣は、主要な行政部門の長たる閣僚により構成される。閣僚は、上院の助言と同意により大統領によって任命される。閣僚と議員を兼ねることはできない。

酋長評議会は、各州代表の酋長から構成され、慣習法、慣行、憲法及び法律の関係に関して大統領に助言を行う。酋長は、閣僚又は議員を兼ねることはできない。

### (2) 議会

パラオの立法権は議会に属する。パラオの議会（パラオ語では「Olbiil Era Kelulau」）は、下院及び上院からなる二院制である（下院は 16 議席、上院は 13 議席）。下院議員及び上院議員の任期は、4 年である。下院議員は、各州から普通選挙により選出される。上院議員は、議員定数は正委員会（Reappointment Commission）により随時任命される。

議会の権限としては、①租税、関税、間接税を課し、徴収する権限、②公的計画のために資金を調達等する権限、③外国との通商等を規制する権限、④移民を規制し、帰化の統一的な制度を確立する権限、⑤破産に関する統一的な制度を確立する権限、⑥金融制度を確立し、通貨を創設する権限、⑦条約を批准する権限、⑧大統領による任命を承認する権限、⑨外交特権を確立する権限、⑩有価証券、特許、著作権について規制する権限、⑪郵便制度を設ける権限、⑫天然資源の所有権、探査及び開発を規制する権限、⑬憲法により与えられた権限を行使するために必要かつ適切な法律を制定する権限等が挙げられる。

議員の被選挙権は、一定の要件を満たす 25 歳以上のパラオ市民に認められる。

大統領又は内閣による議会の解散権は無い。

### (3) 司法

パラオには、①最高裁判所（Supreme Court）、②国家裁判所（National Court）、③一般訴訟裁判所（Court of Common Pleas）、④土地裁判所（Land Court）がある。

最高裁判所の中には、上訴部（Appellate Division）及び事実審理部（Trial Division）がある。最高裁判所は、長官及び 3～6 名の陪席裁判官により構成される。全ての申立ては、3 名の裁判官により審理される。但し、事実審理部の審理は 1 名の裁判官により行うことが



できる。上訴部は、事実審理部の判決及び下級審裁判所の判決を再審理する管轄権を有する。陪席裁判官には、外国人の法律家が採用されている<sup>16</sup>。

憲法は、国家裁判所についての規定を置いている。しかし、国家裁判所は、実際には、1987年以來、活動していない<sup>17</sup>。

一般訴訟裁判所は、通常の民事訴訟のうち訴額が10,000米ドル以内の契約紛争、離婚紛争、交通違反、軽犯罪、罰則が5年未満の拘禁又は10,000米ドル未満の罰金の犯罪の刑事事件を管轄する。定年は65歳とされている。

土地裁判所は、上席裁判官及び陪席裁判官により構成される。定年は65歳とされている。

#### 4 人権

パラオ憲法は、主に「第4条 基本的権利」、「第5条 伝統的権利」、「第6条 国の政府の責任」及び「第7条 参政権」において、人権規定を置いている。

パラオ憲法の中で、人権に関する特徴的な規定としては、以下の点が挙げられる。

①善意の報道記者は、職業上の調査の中で入手した情報を政府に伝達することを要求されないことが明文で規定されている（4条2項）。

②「伝統的権利」に関する規定を置いている。即ち、政府は、慣習及び伝統によって承認されている酋長（chief）の役割又は機能を禁止又は廃止してはならないこと等が明文で規定されている（5条1項）。

③「国の政府の責任」に関する規定を置いている。即ち、政府は、美しく、健康的で、資源に富んだ自然環境の保護、自然経済の促進、人及び財産の安全及び保全の確保、無料又は助成された医療の提供による市民の健康及び社会福祉の増進等を提供すべきことが明文で規定されている（6条）。

④（法執行職員等を除いて、）いかなる者も、小火器・弾薬を所有する権限を有しないものと明文で規定されている（13条12項）。

なお、パラオ憲法には、プライバシー権、情報アクセス権に関する規定は含まれていない。

### III 民法

伝統的にパラオの土地の大半は、一族が共同で所有し、村の長老や酋長による評議会が管理していた。所有権は、通常、一族の女性によって継承された。しかし、ドイツと日本による統治の時代に、伝統的な土地の共同所有制度は、個人所有に取って代わられた<sup>18</sup>。即ち、ドイツ統治時代には、土地、特に未開拓地の個人による占有・所有が奨励され、コブラの生

<sup>16</sup> 例えば、University of Baltimore Law School の Gregory Dolin 氏。

<https://www.unpredictableblog.com/blog/2020/07/13/palau>

<sup>17</sup> <https://law-hawaii.libguides.com/pacificislands/Palau>

<sup>18</sup> 「Making Land Work Volume One」115頁。

[https://www.dfat.gov.au/sites/default/files/MLW\\_VolumeOne\\_Bookmarked.pdf](https://www.dfat.gov.au/sites/default/files/MLW_VolumeOne_Bookmarked.pdf)

産が拡大した。これがきっかけとなり、個人所有の流れが生まれた。現在、2万件の土地所有権があると推定されているが、その中には一族や共同体の土地所有権もあるが、多くは個人の所有権である。1940年代初頭に戦争が始まると、日本の統治者は戦争に必要な土地をすべて購入・接収した。戦後の米国の統治者は日本が購入・接収した土地をすべて没収し、公有地に転換した<sup>19</sup>。また、パラオへの日本人移民が急増した委任統治時代には、パラオに移住した日本人が、島民から土地を騙し取ったり、脅し取ったりして、「土地問題」が多く発生していた<sup>20</sup>。

上述した日本による統治時代、パラオにおいて、「トチダイチョー」(土地台帳)<sup>21</sup>が編纂された。「トチダイチョー」が現在でも権威あるものとして使用されているが、編纂当時の土地測量が不正確であったことから、実際の土地の形状・面積と「トチダイチョー」の記載の間に齟齬が生じるという問題が生じており、「トチダイチョー」が土地紛争の原因となることがある。ちなみに、パラオでは、現在でも、「ツボ」(坪)が土地取引で面積の単位として使用されている<sup>22</sup>。

現在、パラオの土地及び水域を所有することができるのは、パラオ市民及びパラオ市民の完全所有による法人に限られる(13条8項)。また、土地には課税されない(憲法13条9項)。

パラオの契約法に関しては、米国のALI (American Law Institute)による契約法第2次リステイメント (Restatement (Second) of Contracts) が、パラオの伝統的・慣習的な法と抵触しない範囲において、適用される<sup>23</sup>。

#### IV 商法

外国企業がパラオに投資しようとする場合、歳入課税局に申請して「営業許可証」(Business License)を取得し、また、外国投資委員会に申請して「外国投資承認証明書」(Foreign Investment Approval Certificate, FIAC)を取得しなければならない<sup>24</sup>。外国投資委員会は行政機関であり、上院の助言と同意のもとに大統領によって任命された7人のメンバーで構成されている。「外国投資承認証明書」は、50万米ドル以上の投資を伴うビジネス、又は20%以上のパラオ国民で構成される労働力を維持する場合にのみ発行される。

<sup>19</sup> 前掲「Making Land Work Volume One」125頁。

<sup>20</sup> 清水久夫著「パラオ文化と土方久功 一久功が遺したもの」(『太平洋諸島の歴史を知るための60章 一日本とのかかわり』(明石書店、2019年)所収)101頁。

<sup>21</sup> 「トチダイチョー」(土地台帳)には、附属地図も含まれる。

<sup>22</sup> 山上博信著「日本統治期の法制度の名残り」(前掲『知っておきたいパラオ 一ボーダーランズの記憶を求めて』所収)46~49頁。

<sup>23</sup> [https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract\\_id=2112557](https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=2112557)

<sup>24</sup> [https://www.pacificsbdc.com/sites/default/files/2014-republic-of-palau-business-resource-guide\\_0\\_0.pdf](https://www.pacificsbdc.com/sites/default/files/2014-republic-of-palau-business-resource-guide_0_0.pdf)

パラオでは、特定のビジネス分野への外国人の参入は、制限されている。即ち、①商品の卸売・小売販売、②バス、タクシー、レンタカー等の陸上交通、③手工芸品・ギフトショップ（但し、ホテルの敷地内又はパラオ国際空港にある手工芸品・ギフトショップは除く）、④ベーカリー、⑤バー（レストラン又は50室以上のホテルと関連し、かつその中に含まれるバーを除く）、⑥ツアーガイド、フィッシングガイド、ダイビングガイド、その他の水上輸送、⑦旅行代理店、ツアー会社、⑧パラオの製造企業が生産している製品のオペレーション、⑨水陸両用機器のレンタル（観光目的の機器を含む）、⑩高回遊性種以外の商業漁業等の事業は、パラオ人及びパラオ人が所有する事業者のみが行うことができ、その他の者には投資は許可されない。以上のことから分かるように、パラオでは、外国投資家が興味を持ちそうな観光関連ビジネスの多くは、パラオ人のパートナーの関与なしには成り立たないといえる<sup>25</sup>。

パラオに会社を設立しようとする3人以上の者は、最高裁判所書記官又は公証人の前で定款（Articles of Incorporation）を作成し、認証を受けなければならない。定款には、会社名、所在地、目的、株式、取締役、期間、設立者、投票、処分、清算、変更、所有、外国の所有が記載されていなければならない<sup>26</sup>。

## V 民事訴訟法

パラオにおける通常の民事訴訟のうち、訴額が10,000米ドル以内の契約紛争は、一般訴訟裁判所が管轄する。通常の民事訴訟の多くは、訴額が1,000米ドルから100,000米ドルまでの紛争事件であり、1年半ほどで判決が下される。しかし、パラオで最も多い民事訴訟は、土地に関する紛争事件である。これは、パラオにおいて最も価値のある財産は、土地であるためである<sup>27</sup>。

1996年に、土地に関する紛争事件を専属的に管轄する裁判所として、土地裁判所（Land Court）が設立された。これにより、土地に関する紛争事件を円滑に処理することが可能となったが、土地裁判所は、土地所有権をめぐる訴訟であふれかえっているといわれている<sup>28</sup>。

パラオの民事訴訟においては、陪審員制度は採用されていない。ディスカバリーの制度はあるが、米国のように活発には利用されていない。パラオには、約20名の弁護士がいる。土地裁判所での訴訟の多くは、代理人弁護士が就いていない本人訴訟である<sup>29</sup>。

なお、パラオは、2020年3月31日、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（ニューヨーク条約）に加盟した（同年6月29日発効）。太平洋諸国では、既に、パプアニュー

<sup>25</sup> <https://mckinneylaw.iu.edu/iiclr/pdf/vol17p49.pdf>

<sup>26</sup> <https://pitiviti.org/storage/dm/2022/08/wb-palau-doingbusiness-2020-20220813222740431.pdf>

<sup>27</sup> <https://www.unpredictableblog.com/blog/2020/07/13/palau>

<sup>28</sup> <https://mckinneylaw.iu.edu/iiclr/pdf/vol17p49.pdf>

<sup>29</sup> <https://www.unpredictableblog.com/blog/2020/07/13/palau>



ーギニア、フィジー、マーシャル諸島、クック諸島が同条約に加盟していたところ、パラオが5番目に加盟したことになる。

## VI 刑事法

パラオの刑法によると、セクシャルハラスメントは犯罪（軽犯罪）とされている。具体的には、①歓迎されない性的誘惑、②性的な好意に対する歓迎されない要求、又は③性的な性質を持つ歓迎されない言葉や身体的な行為である。有罪判決を受けた場合、1年以下の懲役及び／又は1,000米ドル以下の罰金が科される。

また、パラオの刑法には、「性犯罪者の登録」についての詳細な規定がある（17章）。

パラオにおける刑事制裁としては、プロベーション、社会奉仕、罰金刑、拘禁刑があるが、死刑はない。また、刑事制裁以外の処分として、被害弁償の支払（犯罪により生じた損失の弁償金を被害者に支払うよう犯罪者に求める刑罰）、費用・手数料の支払、財産の没収、免許の停止・取消、職業の禁止等がある<sup>30</sup>。

パラオの刑事訴訟においては、12年以上の拘禁刑となる可能性のある被告人は、陪審裁判を受ける権利を有する。陪審は6名で構成され、有罪を認定するためには6名全員一致の有罪評決が必要とされている<sup>31</sup>。

パラオの16の州の各地には、氏族がある。そこには、国家の裁判所制度とは別の、伝統的な社会システムがあり、これが紛争解決の役割を果たすことがある。氏族の長には男性が就くが、彼らは氏族の女性によって選ばれる。最上位の氏族長は、「バイ」（Bai）と呼ばれる伝統的な建物で会議を開催する。会議では、村の規則を制定するほか、違反者を呼び出して罰を与えること等が行われる。罰は、金銭のほか、魚等の食物であることもある。また、被害者とその家族に援助を提供することや、村のために仕事を行うこともある。違反者への罰を決定する際には、1名の氏族長が検察官としての役割、2名の氏族長が裁判官としての役割を担う。罰の決定に対して、不服申立てはできない<sup>32</sup>。

## VII おわりに

パラオは、日本が委任統治していたことから結びつきは強く、世界有数の親日国であるといわれている<sup>33</sup>。観光地としても極めて魅力的な国であるほか、水産資源も豊かである。ま

<sup>30</sup> 永田憲史著「パラオ共和国の刑事制裁」（『関西大学法学論集 68-2』（関西大学法学会、2018年）所収）23頁。

<sup>31</sup> 永田・前掲書 22頁。

<sup>32</sup> マイケル・J・ローゼンタール著、高橋貞彦翻訳「パラオの修復的司法プログラム」（『近畿大学法学 第52巻第1号』（近畿大学法学会、2004年）所収）21～31頁。

<sup>33</sup> パラオにおける日本統治の実態については、荒井利子著『日本を愛した植民地 南洋パラオの真実』（新潮社、2015年）が参考になる。

た、パラオは、軍事的・戦略的に太平洋における重要な位置を占めている。さらに、英語を公用語とし、民主主義の下で、政治は比較的安定している。このようなことから、パラオは、今後も、日本企業にとって重要な貿易・投資相手国の一つであり続けるであろう。引き続き、パラオの法制度の動向について注目していきたい。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.51 No.2』（国際商事法研究所、2023年、原題は「世界の法制度〔オセアニア編〕第12回 パラオ」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。